

議案第 5 3 号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 7 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成 1 5 年さいたま市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織)	
<u>第 4 条</u> 審議会は、委員 5 0 人以内をもって組織する。	
<u>第 5 条</u> [略]	<u>第 4 条</u> [略]
<u>第 6 条</u> [略]	<u>第 5 条</u> [略]
<u>第 7 条</u> [略]	<u>第 6 条</u> [略]
<u>第 8 条</u> [略]	<u>第 7 条</u> [略]
<u>第 9 条</u> [略]	<u>第 8 条</u> [略]
(準用)	(準用)
<u>第 1 0 条</u> 第 7 条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第 1 項中「委員長」とあるのは、「 <u>専門分科会</u> にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と読み替えるものとする。	<u>第 9 条</u> 第 6 条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第 1 項中「委員長」とあるのは「 <u>専門分科会</u> にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と読み替えるものとする。
<u>第 1 1 条</u> [略]	<u>第 1 0 条</u> [略]

第12条 [略]

第11条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。